

農地法4条・5条許可申請(＝転用)に必要な申請書及び添付書類一覧

	書 類 名	内 容 及 び 説 明	交 付 機 関	4条	5条
1	許可申請書	・申請年月日は提出時に記入		◎	◎
2	法人にあっては、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書	・法人の場合 ・5条申請の譲渡人を除く	法務局：法人の登記事項証明書	◎	◎
3	土地全部事項証明書	・申請日前3ヶ月以内のもの	法務局	◎	◎
4	事業計画書	・土地の選定理由、事業に対する目的及び必要性を詳細に記入。 計画概要は建物等の名称、面積を記入する。		◎	◎
5	資金計画書	・事業計画書に記入してある場合は不要		◎	◎
6	見積書			○	○
7	資金証明書	・所要額以上の資金証明(融資機関の残高証明、融資証明、通帳の写し)、補助金の内示を添付 ・共済等を利用する場合は、資格証明書等を添付	銀行など	◎	◎
8	位置図及び周辺状況図	・申請地の周辺に目印(公共機関等)をつける。 ・申請地を赤で表示 ・縮尺10,000分の1～50,000分の1		◎	◎
9	字図	・申請地を赤で表示	法務局	◎	◎
10	配置図(土地利用計画図)	・建物等の各名称、面積、位置等を明確に表示する。 ・縮尺500分の1～2,000分の1		◎	◎
11	排水計画図	・配置図と同じ図面に、水流の方向、溜ますの位置を表示 ・給水、汚水、生活雑排水、雨水を区分して表示		◎	◎
12	その他参考となる図面	・用水路、排水路、里道等の付け替えがある場合には、現況及び付け替え図面を添付する。 ・土地造成断面図や計画施設の立面・平面図など		△	△
13	排水同意書	・申請地から放流する水路管理者の同意が必要	第一水路の管理者	○	○
14	土地改良区意見書	・土地改良区の地区内にある農地の場合必要	各地区土地改良区	◎	◎
15	菊池台地用水土地改良区意見書	・菊池台地用水土地改良区の地区内にある農地の場合必要	菊池台地用水土地改良区	◎	◎
16	公共財産払下手続き書類	・公共財産の払下や付け替えなど必要となる場合に必要	関係機関	○	○
17	他法令の許認可証明	・国土利用計画法・道路法など許認可が必要となる場合 ・他法令の許認可を了している場合には、当該許認可書の写しを添付	関係機関	○	○
18	合意解約書	・申請地に賃貸借契約などが設定されている場合に必要		◎	◎
19	隣接農地の承諾書	隣接農地に影響を及ぼす恐れがある場合に必要		△	△
20	抵当権者の同意	・抵当権が設定されている場合は抵当権者の同意書 (債権額が100万円以下で、転用目的の実現に支障を及ぼさないと判断される場合には不要)		○	○
21	代替地の検討表及び位置図	・農地区分が第1種農地又は第2種農地の場合に原則必要 (農地区分については農業委員会に確認)		○	○

その他参考となる書類

1	住民票(写)	・菊池市外に住所がある場合	住所地の住民課	△	△
2	住民票又は戸籍の附票	・土地全部事項証明書の所有者の住所と現住所が異なる場合		○	○
3	委任状	・代理人申請の場合		△	△

◎法定添付書類 ○県農政部長通知による添付書類 △市農業委員会必要書類

※ 農地転用申請の提出を予定されている方は、菊池市農業委員会事務局(Tel: 0968-25-7235)へ事前にご相談下さい。
 事案によっては、その他書類を提出していただく場合があります。
 申請書類は、正本1部提出していただきます。(4ha超等の農地転用の場合は正1部・副3部となります)

次ページ(裏面)もご確認ください⇒

太陽光発電施設等に転用する場合に必要なもの

	書 類 名	内 容 及 び 説 明	交 付 機 関	備 考
1	太陽光発電からの電力販売に関する申込書〔低圧〕(写)		九州電力	
2	工事費負担金請求書(写)	・低圧について	九州電力	
3	系統連係承諾通知書(写)	・高圧・特別高圧	九州電力	
4	設備認定通知書(写)		経済産業省	
5	営農型発電設備の設計図	・営農型発電施設に転用する場合に必要		
6	営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び該当農地における営農への影響の見込み書(別紙様式例第3号)	・営農型発電施設に転用する場合に必要		
7	営農型発電設備の下部の農地における営農への影響の見込み書	・営農型発電施設に転用する場合に必要		
8	営農型発電設備の下部の農地における営農への影響の見込みの根拠となる関係データ	・営農型発電施設に転用する場合に必要 ・試験研究機関による証明又は事例		
9	必要な知見を有する者の意見書	・営農型発電施設に転用する場合に必要 ・普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等 ・「先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例」を添付している場合は不要		
10	先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例	・営農型発電施設に転用する場合に必要 ・「必要な知見を有する者の意見書」を添付する場合は不要		
11	撤去費用等の同意書	・下部の農地において営農する者が異なる場合に必要 ・支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面		

協議が必要になるもの(参考)

	協議内容	内容及び説明	協議先	備考
1	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	農振農用地域等の確認	市 農政課	
2	菊池市環境条例	1,000㎡以上の土地の用途の変更となる事業	市 環境課	
3	林地開発	山林を開発する場合	熊本県 県北広域本部 林務課	
4	建築確認申請	都市計画区域	熊本県 県北広域本部 景観建築第一課	
5	開発許可(都市計画法)	都市計区域内:3,000㎡以上 " 区域外:10,000㎡以上	熊本県 県北広域本部 景観建築第一課	
6	特定施設設置届	畜舎等の新築・増築の場合	県保健所	
7	農業者年金の受給に関する事	土地所有者が農業者年金の経営移譲年金及び、特例付加年金の受給者である場合は、手続きが必要。	農業委員会	
8	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地の確認	市 生涯学習課	